

## 令和元年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日時 令和元年10月18日(金) 午前10時から午後12時05分まで

場所 八千代市役所 4階 第1委員会室

議題 (1) 個人情報の漏えい事案について(報告)  
(2) 個人情報保護条例の改正状況について(報告)  
(3) 要配慮個人情報の収集について(諮問)  
(4) 要配慮個人情報の電子計算機処理について(諮問)  
(5) その他

出席者氏名 委員 伊藤義文会長, 三木由希子副会長, 粟根秀光委員,  
鈴木智委員, 武田登委員, 橋山弘委員, 本多麻子委員,  
三橋洋子委員, 村岡正隆委員

事務局 法務課長 矢矧博史, 主幹 米ノ井正樹, 主事 森麻子,  
主事 三星理, 主事 星彩花

実施機関 子ども福祉課長 伊藤雅幸, 主査 下田賢

公開又は非公開の別 公開  
傍聴人数 2人(定員5名)

米ノ井主幹 それでは、定刻ですので始めさせていただきます。

本審議会は、「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定による公開の会議であり、傍聴が可能となっております。なお、傍聴される方にお願いがございます。会議の傍聴に当たっては、傍聴証の裏面に記載された事項を守り、傍聴をお願いします。また、会議録についても公開の対象となるため、録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、総務部長の田口よりご挨拶申し上げます。

田口部長 皆様おはようございます。

委員の皆様にはご多忙にもかかわらず、本市の個人情報保護制度運営審議会の委員委嘱をご承諾くださり、また、本日も出席を賜りまして誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

八千代市も含め、行政機関には、多くの個人情報が保有されているところですが、本市において個人情報を取り扱う事務は約600件を数え、そのうち16課2室、63事務について特定個人情報を取り扱っているところでございます。また、一昨年11月からマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されるなど、個人情報を取り巻く環境は大きく動いている状況でございます。さらに、昨年度ご審議いただきました個人情報保護条例の改正につきましては、答申を踏まえて、個人識別符号や要配慮個人情報等の規定を追加した改正個人情報保護条例を本年4月に施行したところでございます。本日は、今年度発生しました個人情報の漏えい事案や個人情報保護条例の改正状況の報告と共に、要配慮個人情報の収集及び電子計算機処理につきましての諮問を併せて皆様にご審議をお願いいたします。

最後に、限られた時間ではございますが、ぜひとも忌憚のないご意見・ご指摘を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

米ノ井主幹 今回の会議は委員の改選後、初めてとなりますので、委員の皆様にご自己紹介を一言ずつお願いしたいと思います。なお、中臺委員より欠席の連絡をいただいております。それでは、栗根委員から名簿順により申し上げます。

(自己紹介：栗根秀光委員、伊藤義文委員、鈴木智委員、武田登委員、橋山弘委員、本多麻子委員、三木由希子委員、三橋洋子委員、村岡正隆委員)

米ノ井主幹 ありがとうございました。続きまして、事務局について私からご紹介いたします。

(事務局紹介)

米ノ井主幹 続きますして、議題1「個人情報の漏えい事案の報告について」において、事案の担当課職員をご紹介します。

(担当課各職員紹介)

米ノ井主幹 続きますして、本日の会議は、会長・副会長がまだ決まっておりませんので、選出のほうをお願いしたいと思います。会長選任までの間は、総務部長の田口が仮議長を務め、進行させていただきたいと思います。

田口部長 それではですね、会長選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員数は9人でございます。半数以上が出席ですので、八千代市個人情報保護条例施行規則第13条の規定に基づき本会議は成立となりますので、会議を開催いたします。

会長・副会長は、「八千代市個人情報保護条例施行規則第13条第1項」の規定により、委員の互選により選出することとなっております。最初に、会長の選出を行いたいと思います。どなたか立候補される方、あるいはご推薦される方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

鈴木委員 委員改選前に副会長を務めておられました伊藤委員をご推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

田口部長 ありがとうございます。ただ今、会長に伊藤委員をとのご意見がありました、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の拍手多数)

田口部長 ありがとうございます。皆様ご異議なしということですが、伊藤委員に会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(伊藤委員了承)

田口部長 ありがとうございます。それでは伊藤委員を会長に決定させていただきます。

それでは会長が決まりましたので、この後の進行につきましては、伊藤会長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

米ノ井主幹     なお、部長の田口は所要のため、ここで退席させていただきます。

田口部長     よろしくお願いいたします。

(部長退席)

米ノ井主幹     それでは伊藤会長、よろしくお願いいたします。

伊藤会長     改めまして、おはようございます。本日より会長ということで拝任いたしました、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

仕事柄、弁護士をやっております、一方的に誰かの話をするというのは慣れているつもりではあるんですけども、議論の取りまとめに関しましては、まだまだ不慣れな部分がございます。ただ、なるべくわかりやすい形で議事を進行之てまいりたいというふうに思っておりますので、皆様、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、会長の一番最初の仕事なんですが、副会長の互選というのがございまして、まず互選ということですので、どなたか立候補される方、あるいはご推薦の方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいのですが。

(立候補・推薦ともになし)

伊藤会長     わかりました。それではですね、立候補、推薦等もないようですので、私の方からご提案ということでよろしいでしょうか。

これまで委員を務めていらっしゃいました、見識の高い三木委員にお願いいただけたらと思うんですが、まず、三木委員の方でお引き受けいただけるというご意思はございますでしょうか。

三木委員     はい、仰せつかればお引き受けしたいと思います。

伊藤会長     ありがとうございます。皆様ご意見ございますか。

(「異議なし」の拍手多数)

伊藤会長 それでは異議なしということで、三木委員どうぞよろしく願いいたします。  
それではお手元の会議資料によりまして、議事を進めてまいります。会議の資料につきまして、まず事務局の方から確認をお願いします。

(会議資料の確認)

伊藤会長 それでは早速議事に入ってまいりたいと思います。まず議題1「個人情報の漏えい事案について」事務局の方から報告をお願いします。

米ノ井主幹 議題1につきましては、漏えい事案の発生した子ども福祉課より報告をさせていただきます。

子ども福祉課長 それでは私の方からですね、児童手当・特例給付現況届誤送付に伴う個人情報の漏えいについて報告させていただきます。

子ども福祉課におきまして、受給者から児童手当・特例給付現況届の再送付の依頼を受けまして、令和元年8月16日に発送した9通のうち2通に誤送付があり、2家族6名の氏名、生年月日等の個人情報の漏えいがありました。

事案が発覚いたしましたのは、送付先の一人が、8月19日に来庁され、別人の現況届が封入されているとの指摘を受けたことによります。来庁された方に送られた現況届の本来の受取人にも確認したところ、それぞれの文書が入れ違っていたことがわかりました。また、同じ日に送付した他の7通につきましては、本来の受取人に送付されていることを確認いたしております。

誤送付が判明した後、速やかに相手方に謝罪するとともに誤送付した文書を回収いたしました。

誤送付の原因といたしましては、児童手当・特例給付現況届の再送付依頼を受け作成した、住所・氏名を印字した宛名用紙と、氏名・生年月日等を印字した現況届を窓空き封筒に封入する際に、組み違いをしてしまったことにあります。また、複数の職員による二重確認がされていなかったことにより、誤った処理を防ぐことができず、発送してしまったことも原因であります。

今回の事案の発生後、所属職員においては、個人情報の取扱いについての意識を向上させるとともに、誤送付を防ぐため、封入の際には複数人による確認を徹底しています。報告は以上です。

伊藤会長 はい、報告ありがとうございます。ただ今のご報告に対しまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

三木副会長 通常は窓空き封筒なんですか。

子ども福祉課長 はい、その通りです。

三木副会長 そうすると、個人情報に記載された文書が二種類入るとい感じなんですか。

子ども福祉課長 そうですね。宛名の書かれた住所・名前が書かれた用紙と、現況届の二種類入る形になります。その入れ違いがあったことによって、現況届が違う方に届いてしまったという形になります。

三木副会長 作業手順にダブルチェックも大事だと思うんですけども、その二通個人情報が入ったものを合わせて封筒に入れている状態ですよ。なので、作業手順がそもそもトラブルが起こりやすい作業手順なのか、それとも単なる本当に間違いなのか、どっちなんですかね。

子ども福祉課長 基本的にはですね、それぞれが印刷されますので、宛名と宛名の紙と現況届の方を確認しながら入れてると思うんですけども、一人でやっていたことによって、自分に間違いがないと思い込んでしまったというようなことも原因なのかもしれません。本来でしたら、それぞれが名前を見れば間違いがないはずなので。

三木副会長 わかりました。普通ですと、名前順に同じ順番に、こう紙が重なっているの、順番にやっていけば間違いが起こらないというふうに単純に思ってしまうんですけども、かなり確認が必要な作業手順のかなというふうにお聞き受けしたんですが、そういう状態なんですか。

子ども福祉課長 基本的には複雑ではないと思います。用紙としては、その用紙、それ以外にですね、説明の文書は入っているんですけども、それについてはとりあえず個人情報が入ってないんですけども、そこらへんの入れる際に一人でやったことによって思い込みで入れてしまったという形になっていると思います。

三木副会長 作業手順としてすごく気を使わないと間違いが起こりうるものと、自然に作業手順として手順通りにやれば問題ない作業手順だと、後者じゃないとおそらくなかなか難しいと思うので、その作業手順上改善できるのであれば、それをさせていただいた方が、ダブルチェックをしていくよりはおそらく効果的かなとも思うので。特に今回9通と量が少ないのでダブルチェックできると思う

んですけど、量が増えていくと全部のダブルチェックできないということとかも発生するかと思いますので、そこをちょっと改善できると思っただけでいいのかなという事は思います。

**伊藤会長** ありがとうございます。他にご質問、ご意見…

**武田委員** こういった事故が起きた場合は、事故報告とかいうのは作成されて、課長なり部長、あるいは個人情報主管課である法務課ですか、情報公開・個人情報班の方にも回付されるとか、そういうシステムがあるかどうかということと、そこには当然再発防止策、ここに一覧出ていますが、そういったものの原課として立案なり記載して回しているかどうか。それから、これは情報公開・個人情報班の方にお伺いしたいと思いますけども、研修というのはどんな体制でやっているかどうか。まあ研修やれば良いというわけではないんですけど、私の方は民間中小企業なんですけども、ある会館を全国で50館60館お預かりしているということで、八千代市さんの比に比べたら大したことないんですけど、大変な個人情報があるわけなんです。やっぱり毎年研修は最低限やるようにということで、二回くらい、制度についての考え方と具体的なチェックですね、15ページくらいにまたいで130項目についてやっていますけど、以上三点につきましてお伺いしたいと思います。

**子ども福祉課長** それではまずですね、報告についてお話をさせていただきます。

報告につきましては、今回事故があつてその際に内部で基本的にどういった経緯で起こったのかというのを確認した後、上司である部長次長に報告をするとともに、情報管理課の方でインシデントの関係を扱っておりますので、そちらにも報告する。あと法務課の方にも報告させていただきました。その後秘書課を通して副市長の方に報告を上げさせていただきました。その後対応の方をうちの方でさせていただいて、それぞれの謝罪とか全て終わった後に報道機関の方に発表ということを広報広聴課とともに、という形になっております。以上です。

**武田委員** ペーパーで報告という形でやっておられますか。

**子ども福祉課長** その通りです。

**武田委員** はい、わかりました。

**伊藤会長** 今のが一点目ですね。じゃあ二点目のご回答をお願いします。

矢矧課長　私の方から、研修体制について回答させていただきたいと思います。一応毎年度実務研修あるいは新採研修等で個人情報について研修を行っているところでございます。また本年度新たに研修というかどうかというものはあるんですけども、自己点検表というものを作成いたしまして、これは全所属に配りまして、全職員に実施してもらった。つまり、個人情報の収集から保管、廃棄までの気を付けなければいけないことを自己チェックすることによって、意識を高めるということを本年度行いました。以上でございます。

伊藤会長　これで一応全部お答えいただいたということで大丈夫ですね。

武田委員　そうですね。

伊藤会長　その他ご質問、ご意見、委員の方からございますか。

本多委員　はい。

伊藤会長　はい、では本多委員、お願いします。

本多委員　再発防止策にありますけれども、チェック体制、こういったヒューマンエラーは、やはり起こりうるものですから、そこまでするのと思うかもしれないですけど、指差し呼称ですとかダブルチェックはきちんと行う必要があるかと思いません。

伊藤会長　ありがとうございます。その他ございますか。よろしいですか。  
いくつか意見が出てきたかと思しますので、実務の遂行に当たって、事務局の方としては、ご参考にさせていただければというふうに思います。  
他にご質問、ご意見がないようでしたら、議題1については以上となります。  
よろしいですか。

米ノ井主幹　ここで議題1の関係職員は退席をさせていただきます。

(子ども福祉課職員退席)

伊藤会長　では続きまして、議題2「個人情報保護条例の改正状況について」事務局の方からご報告をお願いいたします。



**三星主事** 法務課の三星です。それでは議題2の「個人情報保護条例の改正状況について」、お手元にあります資料に沿って説明をさせていただきます。

議題2, 赤のインデックスで議題2と付いているところですね。この下に議題資料と書いてある青いインデックスがございます。こちらのページをお開き下さい。

昨年度, 当審議会から発出された「個人情報保護条例の改正に関する答申」を受けまして, 本市の個人情報保護条例を改正いたしましたので, 主だった改正の内容について私から報告をさせていただきます。

「2改正内容」の(1)個人情報の定義の明確化について説明いたします。改正後の個人情報の保護に関する法律および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では, 「特定の個人を識別することができるもの」との従前の定義に加え, 身体の特徴や特定の個人に割り当てられた番号等を新たに「個人識別符号」として定義し, これが含まれる情報も「個人情報」であることが明確に示されました。

その法改正の趣旨を踏まえまして, 条例においても「個人識別符号」を定義し, 個人情報の定義を明確化しております。

「個人識別符号」とは, 下の枠線の中にありますようにDNAや顔, 虹彩等のデータですとか, 運転免許番号や住民票コード, 個人番号等の数字などの符号を指します。

続いて(2)の「要配慮個人情報の定義」についてです。改正後の保護法及び行個法では, 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として, 「要配慮個人情報」が新たに定義されました。

法改正の趣旨を踏まえ, 条例においても「要配慮個人情報」を定義しております。

要配慮個人情報とは, 下の枠線の中にありますように人種, 信条, 社会的身分, 病歴, 犯罪の経歴等を指します。

続いて2ページをご覧ください。「イ要配慮個人情報の個人情報取扱事務登録簿への記載」ということですが, 改正後の行個法では, 新たに定義された要配慮個人情報について, その取扱いの実態を本人がよりの確に認識できるよう, 行政機関が保有する個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれるときは, その旨を個人情報ファイル簿に記載することとされました。

法改正の趣旨を踏まえ, 条例におきましても個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報を収集してる旨の記載を追加いたしました。

続きまして「ウ要配慮個人情報の収集制限」です。本市の条例では, 思想, 信条, 宗教その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集を原則禁

止としており、法令等の規定がある場合又は審議会の意見を聴いた上で必要があると認められた場合に収集することができることとしていました。この収集を原則禁止とする情報について、条例においても行個法で定める要配慮個人情報と同範囲とすることで、原則収集禁止とする項目を明確化しました。

続く（３）から（６）に関しましては、情報公開条例の改正に合わせて見直しを行ったものになります。

（３）条例の対象となる「公文書」の定義の見直しですが、個人情報保護条例では、「決裁等の手続が終了していること」というを「公文書」の要件としておりましたが、八千代市情報公開条例では、「決裁等の手続が終了していること」を「公文書」の要件としておりませんでした。で、開示請求等の対象となる「公文書」の範囲に差異が生じておりました。

両条例は、「自己に関する情報」か「市の行政運営に関する情報」というように、開示請求時に求められる情報こそ異なるのですが、請求の対象の土台となる公文書の範囲に差異があるのは適当ではないため、条例における「公文書」の定義を情報公開条例における「公文書」の定義と同一に改正いたしました。

（４）保有する個人情報の裁量的開示の新設ですが、改正前の条例第１５条において「開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合、当該個人情報を開示しないことができる」と規定されており、実施機関に開示の際の裁量を認める規定を置いていましたが、開示請求等があった場合には開示することが原則であることを明確にする規定に置き換えまして、情報公開条例と同様に裁量的開示に関する規定を新設いたしました。裁量的開示とは、開示請求を受けた個人情報が記載された公文書に、例えば請求者以外の第三者の個人情報が含まれていた場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対して個人情報を例外的に、開示することができるという制度になります。

続きまして（５）存否応答拒否の新設ですが、開示請求の中には、個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例に規定する開示すべきでない情報を開示する結果となる場合があります。例えば、請求者が、「私の配偶者のDV被害申告に関する記録の全て」といったものを請求してきた場合に、配偶者の個人情報であるため開示できません、開示請求者ではなく配偶者の個人情報であるため開示できません、といった決定を行ってしまいますと、間接的にその文書があるということが請求者にわかってしまいます。そのような場合に対処すべく、当該個人情報が存在するか否かを明らかにしないまま開示請求を拒むことができる規定を情報公開条例と同様に設けました。

（６）請求手続に係る請求書の補正規定の新設ですが、個人情報の開示等の請求につきましては書面による請求としておりますが、各手続に関して請求者が

提出した書面では該当する個人情報がある場合には特定できない場合等も想定でき、それらの不備がある場合の補正に関する規定がありませんでした。そこで、情報公開条例と同様に請求者の提出する書面に形式的な不備があった場合に補正を求める旨の規定を新設いたしました。また、上記の補正期間中は請求期間の日数には算入しないこととしております。

私からの説明は以上となります。

**伊藤会長** ありがとうございます。ただ今の報告に対しまして、ご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。では他にご質問ご意見無いようでしたら、議題2については以上となります。続きまして議題3となります。

要配慮個人情報の収集について市長より諮問をいただいておりますので、まずは事務局の方からご説明をお願いします。

**三星主事** 議題2に引き続き、私から説明させていただきます。

議題3と書いてある赤のインデックスの次に議題資料とかかれた青のインデックスがございます。こちらのページをお開きください。

「要配慮個人情報の収集について」ご説明いたします。(1)実施機関は、①法令等の定めがあるとき、②個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いた上で個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるときを除いて、要配慮個人情報を収集してはならないこととなります。先ほどの条例改正でご説明いたしましたように、新たに要配慮個人情報が定義されたことで、原則収集禁止の項目が明確化されましたことから、当該項目に沿って改めて諮問をさせていただき、皆様にご審議いただきたいと思います。

2ページ目をご覧ください。2ページ目に要配慮個人情報の概要と具体例を示しておりますのでこちらをご参照ください。

続きまして、諮問書と書いてある青のインデックスがあるんですけども、諮問書に続く形で事務一覧ということで、今回諮問させていただく事務の一覧表がついております。こちらの事務の一覧で35課分114事務がございます。左から課名、整理番号、類型種別、事務の名称、事務の目的、対象者の範囲、要配慮個人情報の収集理由、収集する要配慮個人情報の11項目となります。これらの事務は収集に関する法令等の定めがないということで担当課から報告があった事務となっておりますので、要配慮個人情報の収集について、事務の目的を達成するために必要があると認められるかについて、皆様にご審議いただきたいと思います。なお、今回資料の差し替えがございまして、事務一覧のセルに色がついている箇所につきましては、担当課と調整のうえ変更があった箇所に

なりますのでご確認をお願いいたします。

続いて答申(案)と書かれている青のインデックスのページをご覧ください。本文に、要配慮個人情報の収集について、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められる場合については別紙のとおりとし、とありますが、こちらの別紙というのが次のページ開いていただきますと、左から番号、事務の種類、収集する理由又は必要性ということで、各事務の収集の必要性を類似する事務で類型化してるものになります。

こちらについて、今回諮問した114事務を反映したものとなっており、全部で20種類の案となっております。ちょっとページを戻っていただいて、先ほどの事務一覧をご覧ください。こちらの左から三番目の欄に「類型種別」とありますが、こちらはそれぞれの事務が先ほどの答申案のどの類型に含まれるかということを示しております。

今回ご審議いただきたい内容といたしましては、今回諮問書から類型が抜かれているような形にはなっていますが、まずそれぞれの事務の収集の必要性についてというところと、類型で今後の事務を運用していくことです。類型で運用された場合には、例えば事務の内容に変更があった場合こちらの類型に適合するかというところを考えていくということと、新規の事務があった場合にもこちらの類型に適用して事務を行っていくこととなります。3点目といたしまして、類型の内容の表記がこちらのまとめ方でよろしいかということと、類型に各事務を適合させておりますので、ちゃんと適合されているかということになります。

私からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

**伊藤会長** 議長の方から諮問の内容についての整理をさせていただきます。

まずお手元の諮問書を見ていただきますと、諮問書だけを形式的に見るとですね、114事務に関して条例8条3項2号に該当する事務であるか否かについての個々の判断を求めるという記載に体裁上はなります。ただ、後ろに添付されています事務の一覧表、今事務局からご説明があったところですけども、左から三番目の枠のところに類型種別があるんですね。この類型種別というものが、すでにお手元にございます答申書の案の別紙の20ある番号に対応しているものである、ここまでは事務局よろしいですね。

ということで、諮問の中身としては、大きく二つになると思うんです。要配慮個人情報の収集事務に関して、類型を作るということの是非。実施機関でこの類型に当てはまると判断した事務に関しては、個々に審議会にいて条例の8条3項2号の意見を聴くという手続を経ることなく事務を開始するということになるということでもいいんですね。そのような類型を作ることがいいか悪いかと

というのがまず一点。その類型の中身として現状答申案のベースとして、付されている20の類型でよろしいかということが2点目。さらに今回諮問書の方についている114の事務に関しては、それぞれ類型種別というところに今回の類型の案に該当しますよという番号が付されているんですけども、それぞれ類型に該当するものとして、類型そのものが内容的にOKだということになるのであれば、あとは各事務がそれぞれの類型への当てはめの問題なんですけれども、当てはめの結果としてOKだということでご承認をいただけるかどうか。この三点に整理させていただいてよろしいでしょうか。

矢矧課長 はい。

伊藤会長 大丈夫ですか。

これ実は複数の論点が出てきてしまっている諮問内容になっております。議論の順番としては今申し上げたような内容におそらくなってくると思うんですけども、なかなか截然と分けて議論してくというのは難しいと思いますので、可能な限り私の方で交通整理をしながら進めていきたいと思います。まず、一旦範囲を絞ることなく、とりあえずご質問をお伺いできればと思います。村岡委員どうぞ。

村岡委員 私の整理のお話になるかもしれないんですが、この類型種別が20類型、事務が114あって、それぞれの事務に対して類型種別が一つずつついているような状態になっています。この事務というのは一つの類型にしか当てはまらないものというような理解が表からは読み取れるんですけど、複数の類型に当てはまるという考え方はそもそもないんでしょうかというご質問です。

伊藤会長 事務局お願いします。

三星主事 おっしゃるように事務一覧の類型については一つしか当てはめておりませんが、福祉系の事務なんですけど、福祉系というと例えばその方が生活に困窮している、何か困っているということに関しまして広く相談を受けるような性質を持っている事務もかなりあります。そちらについては類型の一つ目、相談系に該当するような事務の部分というのは確かにあるんですけども、今回対象者の方をメインに分けさせていただいている7番の類型の方に入れさせていただいている状況です。

伊藤会長 理論的には複数の類型に該当し得る場合があるけれども、今回の事務類型と

して書かれている番号というのは、とりあえずここにははまりますという書き方になっているということではないでしょうか。

**三星主事** はい。

**村岡委員** わかりました。実は全部を熟読して事前に見る、これでいいのかどうかということをするのが自分の中で作業ボリュームとしてできなかったのが何とも言えないところなんですけれども、そういうことであれば一応この場は了解いたしました。

**伊藤会長** ほかにご質問ございますか。

**武田委員** 教育委員会というところは先生方は県職ですよ。もしそこで個人情報の問題が起きた場合は、市条例で市の問題として提起されるのか、県の問題となるのかということがあるんですが。例えば、学期初めとか学年初めに先生方が家庭訪問を今でもされているんですかね。そういった場合は教育行政としての情報収集をされているかと思うんですけれども、その場合の類型というのはどれに当たるかなというのは見てたんですけれど、ここでは行政が収集するという要素が強いものと寄せられるもの、これは三星さんに確認したんですけれども、作文であるとかご意見箱であるとかはそういうのはよく寄せてくるわけですね。その中に自分の個人情報が書かれているという問題が生じている。そういったニュアンスで考えた場合、今言った家庭訪問なんかはどちらかという行政が収集すると。その問題というのは基本的には市の個人情報保護条例でかけているのか、県職の先生であれば千葉県でしょという形になるのかということが一点。

**矢矧課長** 学校の先生の関係なんですけれども、義務教育の先生につきましては市の職員になります。県費負担教職員につきましては給与は県、任命権は県教委が持っている。ただし、服務監督は市教委にございます。市の職員になりますので市の個人情報保護条例が適用になります。ですので、当然市の職員として個人情報の適正な取扱いをしなくてはならないという制限がかかっております。

**伊藤会長** 武田委員よろしいですか。

**武田委員** はい。そういう場合に例えば家庭訪問の類型というので、先生が徴した要配慮個人情報も含めて家庭のあれがよく見えちゃうわけですね。ご家庭の生活の実態が丸見えなわけですよ。そういった情報をどこまで先生が記載されたりメ

モったり色々ありますけれども、そういったものはこの類型でいうとここですとか、今ちょっとした検討しますでも構いませんけども、どんなふうを考えていけばいいかというふうに思いますけど。即答は求めませんが。大変恐縮でございますけれども、この類型も運用していく中で少し見直しをかけていくことが出てくることもあるかと思うんですけれども、これはこれであるというような固定的な運用というのは難しいので、まずは担当課の識見ではこれが適正だろうという認識の中で私は了解したいと思っております。新たな問題とか新たな視点でこれどうなのといった場合にはどのように職員に周知していくか、また市民の方にこういう結果ということだけ。

**伊藤会長**      ご回答されますか。

**矢矧課長**      新たに収集する事務が発生した場合や事務が変更になった場合ということで、当然類型に当てはまらないような類型が出てきた場合、或いは類型の中で新たに要配慮個人情報収集する必要があるという場合にはまた諮問をさせていただくというふうに考えております。

**伊藤会長**      よろしいですか。

**武田委員**      はい。

**伊藤会長**      武田委員の今のご発言なんですけれども、後段部分についてはご意見ということでよろしいですか。

**武田委員**      そうですね。それで結構でございます。

**伊藤会長**      じゃあそれはまた後で皆さんにお諮りすることにしましょう。その他ご質問ございますでしょうか。

**三木副会長**      結構大変な作業だったと思いますので、こういった形でまとめていただいております。先ほど会長からも色々整理していただきましたけれども、業務の性質とか事務の性質上合理的に必要であるという範囲であれば類型から新たに追加収集項目に入れてもいいと思うんですけれども、その判断を全部現場に委ねてしまうのか、それとも事前相談みたいな仕組みを設けるのかによっておそらく運用のされ方とか遵守のされ方がだいぶ変わってくると思うんですね。なのでそこを何かお考えとか実際の運用上あるのであればご説明いただける

と大変ありがたいなと思うのと、もう一つが例えば10番の類型を拝見するとですね、災害時の相談系になると思うんですけれど、類型上出てくる収集する理由又は必要性で出てくる内容とこちらの表の方で出てくる収集理由がちょっと違うのかというところがありまして。事務一覧の方でいいますと1ページ目の整理番号7というのがそうですよね。要は報告書に全て記録しなきゃいけないということで集めますよと。10の方だと報告を受けることとは書いてあるんですけど、事務一覧表の理由から推測すると色んなことを被災された方がおっしゃるのでそれは全部聞きますよという意味では相談業務に近いわけですよね。それを全部記録しなきゃいけないという仕組みになっていますよということなので、災害事故等において特に人種とか信条とか社会的身分は、ご本人が積極的におっしゃらない限りはわざわざ収集しないわけですよね。なので10番の業務も相談業務に近いような個人情報の収集のされ方になる部分があるのかなと思うので、積極的に集めに行くというものと、そうではなく受け身で受け取るものと両方あるようなものは、そういう区別を整理しておいた方がいいのかなという気がするのですけれどもいかがですかね。それが二つ目の質問になるんですけれど。

**矢矧課長** 一点目なんですけれども、この類型の当てはめが各課任せかどうかというご質問なんですけれども、要配慮個人情報の収集につきましては、個人情報取扱事務登録簿を整理しております。この取りまとめを法務課の方でっております。登録簿の中にどのような要配慮個人情報を集めるかという項目がございますので、その際に項目のチェックはさせていただきます。ですので担当課任せということではありません。

二点目なんですけれども、積極的に行政で収集する場合と或いは受け身的に要配慮個人情報を収集する場合の整理が必要なのではないかとというご質問なんですけれども、その点も一応考えておりまして、この一覧表を作る際に当然受け身的に来た場合に収集せざるを得ないんじゃないかという問いをさせていただきまして、仮に来ても収集しないという場合には入っていないと。例えば相談のように聞くこと自体が記録に残さざるを得ないと、相談に来た内容をそのまま書かざるを得ないという場合にはすべての項目を選択しているという状況になっています。

**三木副会長** ありがとうございます。そうするとやっぱり10番はもう少し書き方を考えるものかなという気がするんですけれども。災害や事故が起きた場合のことについてなんですけれども、他の例えば1番のような相談業務の場合は、受け身で聞く場合がありますよということが書かれていて、そもそも収集制限ということが公文書に記録するかどうかということで制限をしているわけではなくて、個人情報



報という定義に当てはまるものの収集そのものを制限するという考え方なので、聞いてしまうと事実上の取扱いにはなってしまうということはあると思います。ただしそれが公文書に記録されないと実際の利用には展開しないというところがあるので、公文書ベースでどうしても考えてしまうところはあると思うんですけども。

あともう一つが災害のものも事務一覧の方を拝見すると、災害状況受理兼報告書に通報があった内容を全て記載しなきゃいけないというふうになっているので、受け身で受け取った情報も必ず記載をするということで相談業務にかなり近いところがあるのかなと思うところがあってですね。そうするとやっぱり受け身で受け取っている情報を記録するという一面がかなり出てくる。10番に当てはまる類型他を見ると学校の事故とかの関係で出てきたりするので、それは積極的になければだめですと集めることになると思うんですけど。そうじゃないものもある類型になってしまうのかなと思うところがあってですね、特に人種、信条、社会的身分、犯罪歴とかそういうことは、積極的に集めるわけではないのですよね。受け身で聞きますということになって、業務上必須ではないという扱いになるわけですね。この分かれ目って、やはり要配慮個人情報ですと、事務の目的からして必ず集めなければならないというものと、それから、結果的に受け身で受け取ってしまう情報と両方混在しているので、おそらく整理が必要になってくると思うんですけども。

**三星主事** 八千代市個人情報保護条例上の収集の定義なんですけども、個人情報を収集するとは、実施機関が実施機関以外の者から個人情報を入手することをいい、一応収集に関しましては、記録として残すものを収集と考えております。向こうが一方的に話されてしまって、記録しないのであればうちの条例上は収集に該当しないと。それと二点目の方なんですけども、ちょっとこれは担当課の方にいずにせよ確認が必要かと思っているんですが、類型でいう一つ目の相談で、向こうから一方的に出せる性質にこれは近いのではないかというお話だと思うんですけど、災害時にですね、やはり災害で困っている方への適切な支援を市として実施していくにあたっての性質が少し強いのではないかと思っております。ここは三木委員がおっしゃった部分についてですね、どちらに整理すべき事務なのかについては、担当課の方に再度確認させていただく必要があるかなと思っております。

**三木副会長** ありがとうございます。7番の収集理由というところが、ややそう受け取りにくい書きぶりでもあるので、一体目的が何なのかというところが整理されれば自ずと類型のところはどう書くかとか、どう当てはめるのかということが整理でき

るのかなという気がしますので、そこは少しご確認いただければと思います。

すみません。もう一点いいですか。先ほどの個人情報事務が登録されているというのはその通りだと思うんですけども、例えば、要配慮個人情報の収集を新たに追加するとなると、扱う個人情報を拡張するということですよ。個人情報の項目を増やすということになりますよね。なので、確実にそれをちゃんと手続上やっただけであれば、おそらく担当課の方から登録簿が上がってくると思うんですけども、八千代市に限らず他の自治体を拝見していても、どうしても忘れてらっしゃるということがあって、ある時まとめて指摘されてチェックしたら大量に登録簿の報告が上がってくるということが私も別のところで経験したことがあって。なのでそこは確認の方法はあるんだけど、確認・チェックができるように制度がまわるということが必ずしも一致していないことがありますので、そこは運用上ご配慮いただいた方がいいかなと思います。

**伊藤会長** 三木委員、すみません。ご発言の確認なんですけど、今のご指摘は運用上の配慮として要配慮個人情報の収集事務というのが現実に存在していることを職員個々に意識をしていただきたい、そういうための制度設計をしていただきたいということで分かっていますが、その前段にご説明いただいた内容として、収集理由について、もう少し明確にするべきではないかというご発言だったのですか。

**三木副会長** いや、明確にするべきというよりかはですね、ここに書かれている収集理由ですと、受け身で受け取る情報なのだけれども、一方で災害支援上必要性があるので集める必要のある情報とものとれるとのご説明があったので、類型上は集める必要がある情報と書かれているんですよ、どちらかという。こっちの7番の収集理由の方は、集める必要がある情報もあるけれども、受け身で受け取っている情報があつて明らかに人種、信条、社会的身分、犯罪歴とかは積極的に集めていく必要がある情報ではないかなと。人種とかいうのは、要は日本人かどうかという意味では集める必要性が出てくるわけで、当然積極的に集める必要がある情報に該当する可能性はあるかなとは思いますが、ちょっと信条とか社会的身分、犯罪歴とかになるとですね、災害支援のために積極的に集める情報ではないかなと、必要性が高い情報とかどうしても集めなければならない情報ではないので、受け身で集める情報で結果的に聞く可能性があるということなのかなと。それを反映した収集理由にこれはなっているように読めるんですよ。なので、その収集理由の方を少し整理していただく必要があるのか、それとも、この類型の10番の方をもう少し整理をして追加していただく必要があるのか、どっちが必要なのかというのをちゃんと整理していただいた方がいいのかなと。

**伊藤会長** 受動的に入ってきてしまうものに関しては、入ってきたもので全部記録したものは全部受けなければいけないという収集しちゃった結果になるので、その話がまず一つあって、逆にこちらが質問をしつつ取っていく話で、今、信条に関しては必要ないという話のご発言だったんですけど、例えば、食事の関係でたまに必要だったりする可能性があるかなと私思うんですけど。そこは若干、留保させていただくんですが、積極的にこちらの方で話を聞いていて収集する情報について、範囲が広くなりすぎてはいませんか、そういうお話になるんですかね。そこをまず整理をした上で積極的に聞きに行くものについては、そこは情報の種類を限定すべきだと。

**三木副会長** 要は、1番の相談、要望については、受け取る情報というのを意識して書かれているわけですよね、その類型で収集する理由とか必要性については、10番というのは災害時のものなんですけども、一覧表の理由の方は受け取る情報なのでやむを得ずやっているところがありますよということ、それから支援の必要性からどうしても必要なものがありますよという両方書いてある理由なんですよね。類型は業務上必要があるから集める情報に全部入ってしまっていて、そこに本来、災害被災者の支援にどうしても必要とは思えない犯歴とかが入ってしまっているということなので、そこは何でもかんでも全てここに入りますよということよりは、やむを得ず受け取っている情報もあるので、それも含めて認めますという話に本来はなるのかなというのが私の理解なんですよ。

**村岡委員** 少し重ねて、私の理解が追いついていないのかが分からないんですが、今の三木さんがおっしゃった類型と事務の理由のところの整合がとれていないというニュアンスで私は受け止めたんですけど、そういうことについては確かに読むとそうように読めるなと思いました。一方で必要性のところに関しては、災害の対策の時って意識を失っている方をどうするかという問題もあって、犯歴はどうでもいいんですけども、信条についてはやはり宗教上の問題で救い方をどうするかと、輸血の問題とかもあるので、そこは被災者の意思に関わらず受け止めないといけない必要な情報もあるのではないかなと感じました。以上です。

**伊藤会長** 現状、一応20の類型案が出てきているんですけども、若干、事務の内容あるいは収集の理由等々をもう少し分析的に見た場合に混在しているものがあるのではないのかという、その点どうでしょうかね。ちょっと議論の方は後の方に回して、そういう論点があるということは何となく分かりましたので。後で間違っていたら訂正してください。では、引き続きご質問を承りたいと思うのですが。

**武田委員** よろしいですか。7番の中の、先生方散々おっしゃっていますけども、1番から11番の中で丸がついていますけども、これは担当課が、例えば災害であれば防災担当課が、あるいは健康担当の保健師とかが行って収集するというところで質問票に必ず出ているということとリンクしているということで見てもよろしいのですかね。逆にいえば、これは収集しますと、担当者によってランダムに聞いたり聞かなかったりということは、あつてはいけないことではないですか。最低限これだけは聞きますと。避難所若しくは避難者の安全を確保する、生命を確保することの基本だから集めますということをおっしゃっているんですよね。それが担当者によって違うことはまずいで、多分これは質問票なりとちゃんとリンクして、この質問事項はちゃんと質問していますよと。それプラス、今三木先生がおっしゃったように、実は私はああだこうだということで、場合によっては丸はついていないけど、個人情報も入ってきちゃう。でも、それは入った以上は記載しますから、それは個人情報になると。それは、行政がその時その時代の認識としての必要最低限としての情報収集とはずれたものも入っている。一応書くけれどもそれはお預かりした個人情報ですと。これは例の作文と同じですね。色んなもの書いてきちゃうわけですから。これは来ちゃうということで、でも保護はすると。この丸は、担当課の集めるというようなフォーマットと、或いは担当者との意識とリンクしているかどうかということの確認ですね。してまわすってということだと思うんですけどね。

**三星主事** 災害に関しましては市全体で対応を行っていくんですけど、例えば各家庭に土嚢を運ぶとか、災害の避難所の運営ですとか様々なものがあるんですけども、その中で災害にあわれた方がどういう要望を出してくるかによってその内容が変動する部分があるのかなと。ただ、先ほど宗教の関係があるかもしれないとお話しあったんですけども、避難所の運営で宗教上食事で食べられないものがある、治療を受けるうえで異物を体に入れられないとかそういった報告というのが避難所を運営している職員から本部の方にあがってくる、そして適切な対応の指示を求められるというような流れになってくるので、項目が限定的にされているということではないかなと考えております。

**武田委員** 今自宅での罹災で、例えば土嚢を届けてくれとか色々そういう要望がある。ここであるように整理番号7・類型10の避難者間のコミュニケーションということが避難所運営にあると。そうすると当然そこに、数日間なり早ければ当日帰る方もいらっしゃいますけれど、避難所を適切に運営するという行政の責務もあるわけですから。そういう中でこれが必要だよということなので、ちゃんと

所管課の方でこれは絶対聞きますよということはちゃんと公布しておりますよと。だけどプラスで色々聞いてますよと記載されてありますけども、当然同等のものとしてこうしますよというような形で。収集の丸がついたものは何らかの形で定型化されていて、担当者によって聞く聞かない、あるいは書き方が著しく異なってきちゃうということがあってはならないとお考えだと思うんですけどもその徹底ですよ。ある人は聞きました、ある人は聞きませんでした聞き漏れでしたなんて非常に重要な問題で、最悪生命財産に関わるような問題になってしまいますと大変な問題になるんで、ここは聞かなきゃいけないんだということは誰が行っても聞くんだと。ご本人の方から私はこうですからと宗教上の問題で輸血は嫌ですとか、それはプラスアルファの情報として記載されて、それを災害対策とするというのももちろん大事なんですけれども。この丸をつけたもの自体を所管課が集めるという意識であれば、その集めるプロセスの中で誰が見ても明確であるということの確認があつてこの表にまとまってくるという気がしているんですけども。まあ意見ですから、そういう意見もあるねというくらいでかまいませんけれども。こうしろああしろという問題じゃないんで。

**伊藤会長** 今のご発言に関して事務局の方から補完はありますか。

**三星主事** 例えば聞く項目をチェックするような細かいものにはなっていないかなと思っています。宗教上のこととかを誰にでも聞くチェック項目とするのは難しいのかなと個人的には考えているんですけども、報告書はそういう形式にはなっていないかと思います。

**武田委員** わかりました。

**伊藤会長** その他ご質問ありますか。いいですかね、時間の都合があるので。今の議題3に関してなんですけれども、冒頭で私の方から整理をさせていただいた項目がございまして、一つはまず類型化しますかという話、次は類型の内容はいかがですか、そしてそれぞれの事務に関して今回の事務一覧に記載されている類型に該当するものとして適切かという分け方をさせていただいたんですけども。議論の枠組みとしてまずこれでいいかというのと他に加えるべきものがないかという点でいったんお諮りしたいのですが。皆様のご意見いかがでしょうか。

大体これを議論すればいいという形になりますかね。ありがとうございます。

まず第1点目、類型を作成し、かつ、その類型に該当すると判断された事務については、個々に審議会の諮問・答申という手続を経ないという、ここまでひとくくりのパッケージにして、その適否に関して皆様のご意見を承りたいんです

けれども、この点に関して、そういうものは作成をすべきではない、あるいはもう少し別の制度にすべきだというご意見がございましたらお願いできますか。そこはそういう仕組みを作るということに関しては特にご意見ございませんでしょうか。

村岡委員 私はありません。

伊藤会長 大丈夫ですかね。皆さんよろしいですかね。

(委員承認)

伊藤会長 いいですかね。ではその次の段階に進みたいと思います。その類型として今回20種類の案が提案されております。いくつか既にご質問の中でご意見をいただいたところもあるのかなと思っているところで、ちょっと私の方で整理をし切れていないので若干五月雨式というかですね、思いつくままにしゃべるような話になってしまうんですが。一つは受動型、要するにやってくるものを集めて、それが結果として記録として残るという形での市が保有する個人情報の収集という類型があるだろうと。逆に実施機関の方が積極的に話を聞きに行きますと。その結果として市が収集する要配慮個人情報の一つのデータというのがあるであろうと。これを分けるかどうかという話にはまだなってはいないとは思いますが、それを前提として類型というのを作成すべきであるかどうかという問題の立て方としてはありうるのかなと思っております。まず立て方が正しいかどうかを含めてですね、ご意見をいただければと思うんですが。

必ずしもどっちと明確にわからないケースもたぶんあると思うんですね。ただそこをある程度截然と分けてしまい、能動型の類型と受動型の類型に分けてその中でそれぞれ性質に応じて類型化を細かくしていくというのは可能は可能です。特に典型的な受動型のものとしてはこの中の類型の1番がある。あるいは2番もそうですよね。これは来てしまうものなので、そこだけまさか黒塗りにしてとっておくわけにもいかないですよという話になると。

ある程度そこが若干ファジーになることは認めておいて、実施機関が積極的に取りに行くところに関しては、情報項目を限定すべきであるというもう一つの考え方もあると思います。この辺はちょっと皆様に色んなご意見があればお伺いできればと思いますね。あとはこれでいいですかという聞き方になるんですが。

三木副会長　もともと出していただいている20の類型そのものの整理の仕方が、受動的なものとして業務上不可欠として位置づけられているものがある程度整理されて記載されている類型とそうじゃない類型があるというので。そうじゃない類型の方が少ないと思うんですけども。10番というのがどうもそれっぽいということで先ほど質問させていただいて。条例としては事務の目的を達成するために必要があるということなので、事務の目的上不可欠であるということが前提だと思うんですけど。一つの必要性というのが、本当に業務上不可欠な情報であるので必ず収集しなくてはいけないという場合と、あともう一つが、業務の性質上聞くことがある、それが例えば事務の性質上利用されることもある。例えば災害支援で犯罪歴があるかどうかを聴取した結果、それが被災者支援そのものに使われちゃったらまずいわけですよ。犯歴があるなしで被災者支援が変わるってあり得ないので。例えば相談支援業務とかでも、家族に犯歴があるとか、自分に犯歴があるといったときにそれをベースに相談支援を変えちゃうとまずいわけですよ。なので、業務の性質からすると集めた情報がそのまま個人の権利利益に反映される場合と、そうじゃないものがあるって、受動的に受け取るものはそうじゃないものが多いけれども、支援の質とかを高めるためには必要かなという一面も否定はできないという側面があったりとかはすると思うんですけど。

完全にきれいに切り分けることはできないにしても、例えば全項目集めるようなものというのは、どちらかというと業務上不可欠だから全部集めますというよりは、結果的に集めていますということが上がってきているものなのかというふうに思われるので、ある程度事務の目的に沿って限定的に集めているものについては類型がきれいに当てはまると思うんですけども、全項目挙げているようなものについてはやっぱり受動性があるからやむを得ないというふうにしておかないと、私はよろしくないんじゃないかという気がしています。なので先ほどのご質問をさせていただいたというところがあって。

伊藤会長　条例上の文言はですね、要配慮個人情報の収集に関して、まず制度の立て付けとしては審議会の意見を聴くということと、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があるという、割とちょっと広めなんです。八千代市の条例の場合は。

三木副会長　でも必要があると認められるということなので必要性だけじゃだめですよ。その必要性が認められる程度じゃないと。

伊藤会長　そうですね。いらない情報は収集するなという話には少なくともなるわけですね。

三木副会長 それはもともと大きな意味での収集制限の問題があると思うので、そもそも事務の目的に照らして必要な範囲でしか集めちゃいけないという制限に加えて要配慮個人情報として制限があるという話なので、ボトムラインは事務の目的に照らして必要不可欠かというのは要配慮個人情報に限らず全部に係る話ですよ  
ね。

伊藤会長 8条1項はそこまで絞ってないんですよ。八千代市の場合は。

三木副会長 目的を達成するために必要な範囲ですよ。だから必要な範囲を超えて集めてはいけないと。そうですね…。

伊藤会長 必要性というのが情報項目との関係できちんとリンクをしていない。これは少なくとも守らなければならないというのは三木委員の発言の趣旨の中に入っていたかと思います。そこが今回の事務類型の中での的確に反映できているかどうか。できているものはあるけれども、一部ちょっと詰め切れていないものがあるのではないかというご趣旨でいいですか。

三木副会長 そうですね。要は端的に言ってしまうと要配慮個人情報全項目を集めますよというところの事務の性質が、全部不可欠という話ではないというところがあって、全部必要ですというよりは結果的に集めてしまうけれど業務の異質上やむを得ませんねという話にならないとちょっと整理としてはまずいかなというのが私の認識です。

伊藤会長 確かにそういう項目が出てきてしまっているのが頭の方でいえば1番。

三木副会長 かなりあるんですね。

伊藤会長 そうですね。1, 6, 9, 10ですね。

三木副会長 基本は相談業務の関係なので1番の方でだいたい抽出されているんですけども、そこから若干外れているのが災害事務のところなので、そこだけちょっと調整が必要なのかなというのが私の基本的な理解ですね。

伊藤会長 ありがとうございます。



**矢矧課長** この項目の7, 類型の10につきましては, 三木委員が仰られるように10番は能動的のような記載にもかかわらず, 理由のところでは通報内容の全てという受動的なもので, きたものは全部やるんじゃないかというところは理解しました。この点につきましては再度危機管理課と確認させていただいて, おそらく, 想像でいうのはあれなんです, しぼっているというのは仮にきたとしても取得はしないという趣旨ではないのかなと思うんですけども, そのへんは確認させていただきます。仮に犯罪の経歴は丸がされていませんで, 犯罪の経歴を言われてもそれによって災害対応が変わる訳がありませんし, 要は取得するということにはならないと考えてはおるところなんです, 全てという表現が確かに, ちょっと作文だとか相談みたいなところを連想させてしまっておりますので, その点は確認させていただきたいと思います。

**伊藤会長** そうすると, ご意見として今のお話を展開集約させていただくと, 類型番号10番, その他にもあるかもしれないけれども, 少なくともまず事務の類型というか, そうですね, 10番の中で例えば犯罪被害事実, あるいは, 犯歴はないんですね。事務の目的上不必要なものはまず記載としては外すべきという話にきつとなると思うんですね。で, もう一点, 事務の必要性の中に若干その受動的に結果として受けることになってしまうような事務が性質上含まれているのであれば, その旨を理由に追記すべきである。こういった形での集約でよろしいですか。

**三木副会長** そうですね, さっきのご説明ですとそもそも一覧表の収集理由の書き方の問題なのかという話なんですよね。だからちょっとそこを確認しても必要性ベースで集めるんだったら多分この事務の類型のままで良いという話になって, そうじゃないものとして記録をするのであればこの10番のまとめかただとちょっと齟齬があるねという話になるということですね。

**矢矧課長** すいません, 確かに委員に指摘されますように, 全て報告があれば集めると言っておきながら項目が限定されているところは確かに矛盾しておりますので, どちらが正しいのか再度確認させていただきます。

全て本当に, 例えば犯罪歴についても通報があれば報告書に書くのか, それとも書かないのかというところは確認させていただきたいと思います。全て通報があれば書くといっておきながら入っていないのは確かに矛盾しておりますので, そこは確認させていただきたいと思います。

**伊藤会長** それ一つ, まず宿題になるということですか。

矢矧課長 それは今この場では回答できません。

伊藤会長 今この場では回答が出来ないとからということで、どういう形で残すかにしてもとりあえず宿題という形にします。

その他、すいません、なんでこんな集約しようとしているか。宿題として残すのは一体何かというのを、それともここで纏めきれぬのかというのを、ある程度纏めていかないと、時間の都合もあるものですから、そのような作業を若干させていただいております。極論を言うともう一回やるかやらないかという話ですね。そこへ向けて次のに入らせてもらうので。そういう意味で今一つ、若干宿題として残すか残さないかは別にして課題が一つ出てきているという話で、それによってこの事務一覧を全て良しとするかしないかという問題になってしまうのかどうかという話と、後は類型を何らかの形で修正するかしないのかという話が実は出てくるんですね。

そこはどうしますか。やった方が良いというのが委員の皆様の合意であれば。

村岡委員 私は行政の事務をくまなく理解している訳ではないというところからするとですね、この事務の一覧が漏れがないかということで評価するだとか、何うことは中々困難だなと思います。こういうことで言うのですね、ここに書いてある114の業務については、行政の皆さんが相当な時間をかけて整備されたということであれば、そういうことでしょうかここはこのままでも良いのではないかなと思っております。とりあえず以上です。

伊藤会長 今のご意見に対して、委員の皆様。

武田委員 よろしいですか。あの、全く趣旨はそれで良いと思います。但しフォローがやっぱり必要で、この類型自体もこれから実際の実務の中でどのような齟齬、あるいはそれで収まるかどうか分からない。それをそのままにして、また年度の何件ありましたかという報告ではなくて、どんな問題がありましたかということ、年度明けて整備をした段階で、そんなに回数開く必要はありませんけれども報告をいただいて。それで一つの試案ですけれども、今丸とついていますが、ここでいわゆる受動的に入ってくるものは、可能性があったものについては実績として、例えば点線の丸、積極的に行政が集める、伊藤先生が仰ったような能動的なものについては丸、但し受動的なものについては波線の丸を付けて、これはやっぱり入ってきていますということをやれば、それほど三木先生が仰った書きぶりでやるというのはかなり難しいし、色々なケースを想定した書きぶりにならなきゃならない。難しくなってくると思うんですね。まずこれで一回

運用していただいて、問題点があったかどうかだけですね、こういった問題があった、また事務局の方でもやっぱりこれは色んな他市との比較とかしたり、色んな選考の良い事例を、ここはこうだというのがあればそれで改善していただいたものを、運用終了後の中で総括して報告の中で言っていただければよろしいと。これは想定の問題ですから、今言っても私どうも細かい行政を全部周知できる訳ではないので難しいですね。所管課だって、これくらいは現課としては妥当だろうという判断できてますけれども、それが本当にそれでいいかという、誰もわからないということがありますし、色んな社会的な事件などを踏まえたものをまた反映しなければいけない問題も出てくるかと思うんで、年度終わった中でこの通例のケース報告に加えてこういった新しい改正した部分についての運用状況と問題点というものを事務局として、概要で構いませんから、大変な事務量、作るしかありませんけれども仰っていただければと思います。

**伊藤会長** はい、ありがとうございます。

**橋山委員** 確認も含めてなんですけど、初めて出させていただいて、市民代表ということで、非常にギャップを感じておまして。法律は当然重視されて、市の行政としての運用としては間違いなく大事な仕組みと言いますか。この表が全てだと思ってるんで、市民として見ると、1番のところの「国際平和コンクールの募集」というところで、なんでこれ全部丸が付いてるのかなと思ってしまう。犯罪歴とかですね、小学生、中学生が作文をやるのになんでここまで全部丸が付いているのか、まず疑問に思ったんですね。どんどん見ていくと、それなりに、それぞれ確かにそうだな、その中で最終的に分類があって、その中で紐づいていくとなんとなくわかるな、ということ。

項目ごとにものすごい数があるわけですから、当然わからないことも多いですから、そこは行政の方である程度やりながら、勉強していただきながらですね、変えていっていただくのが良いのかなと。ここで一つ一つやっていったとしても、なかなか踏み込めないところがありますんで、わかりやすいとこだわらわかりますけど、そうじゃないところはなかなかわからないので、そこは逆にお任せする。

ただ、身近に感じる災害とかですね、そこは私も防災を立ち上げたりするんですけど、やっぱり避難所の運営とかになると、書いてあることを全てやるんじゃなくて、実際やるときはたぶん教職員それから市の方もそこまで手が回らない段階の中で、自主的にやる人が、例えば国とか色んな犯罪歴とかですね、まずできない話だし、そこは避難所のマニュアルが当然あるわけですから、最低限の中でやる。ただ、時間が追っていくにしたがって、ちゃんとその辺は書類に移って

いくと思うんですね。その段階があるわけですから、その中で最大限網羅しておいて、できるところできないところ、そこは運用面でカバーするしかないと思ってますんで。そのすみ分けと言いますか、明確にしとくべきかなというのが、私の意見ですね。

**伊藤会長** ありがとうございます。とりあえず趣旨としては一旦通すは通して、この後の検証の機会を実施機関側あるいは審議会側でも設けるべきであろう、大雑把にまとめるとそんな話になりますか。

**橋山委員** そうですね。やはり確認したい。

**伊藤会長** 我々としても確認をしたい、そういうご趣旨ですね。  
その他ご意見ございましたら。

**三木副会長** 基本的にこの表というのは、個人情報取扱事務登録簿をベースで作られているってということですよ。その中で、要配慮個人情報が含まれるものを挙げていただいているということですので、きちんと登録されているという前提になるのかなと思ってますので、これの他に何かあるというのをチェックしようと思うと、登録簿そのものを全体見ないといけないという話にはなると思うんですね。そこは難しいところだと思うんですけど、個人的にとある自治体の条例施行の前に、400件以上一人で全部チェックしたことがあってですね。すごい大変でしたけれども、委員会から委任されて、一人で見ざるを得なくなってやったことありますけど、この一覧に載っているということはそもそも登録がちゃんとされているということをまず担保してくださいね、というところが大前提ということですね。

もう一つが、さっきもすでに申し上げた話なんですけど、登録簿によって収集する個人情報の項目を記録するようになっていきますので、その中で要配慮個人情報があれば、それはちゃんとそこに登録される状態になる、ということが、この一覧表で良しとする大前提になるというところで、そこは要配慮個人情報に限らず、個人情報保護条例の適正な運用遵守という観点から、そもそも実施機関としてやっていただく必要があることなので、それらをちゃんとやってくださいねという条件付きという感じになるかなというふうに思います。現実には、さらにですね、どんどん要配慮個人情報の収集が広がるということにはそもそもなりにくいとは思いますが、自治体に対する要請とか、いろんな法律や制度の変わっていく中で必要になってくるってこともあるかと思しますので、それはある程度類型の中で吸収していくということは良いかと思うんですね。た

だ、問題は、類型を拡張解釈して、本来審議会の意見を聞いた方がいけないようなものがどんどん漏れていくって話になるとまずいので、ある程度こういう条件のもとで認めますよってということが、グレーなところはちゃんと審議会にかけてくださいねっていう運用を徹底していただけるのであれば、ある程度この類型的なところで収集を認めていくということは良いと思いますね。

事務の類型としても、収集がグレーかなというのだと、事務の類型として新たな類型が発生するとかっていうところをちゃんとすくっていただくっていうことが前提で良しとするという程度には答申には書いていただいた方がいいかなという前提付きで、私はやり方そのものは良いと思います。

**伊藤会長** 類型化をしてそれに当てはめるという状況でして、今もう一つ先の段階として、二つの議論が若干一緒に出てきてるところがあるんですが、現在出てきている類型の案、これについてどこか修正すべきではないか、というご意見、もう一つは、各事務ですね、事務一覧表の中で、この点については収集すべきでない情報が入ってしまっている、あるいは事務の種類の種別に、ここのカテゴリではないのではないか、そういったご意見は皆さんの中でございますか。事務がいっぱいあるので、確かに私も確認したかと言われたら、正直なんともいえないところもあるんですが。現状の方針として、いくつかの条件付きで承認をしていく方向での答申としてまとめることでよろしいかどうか、私の方の提案の趣旨としてはそういうものです。短い時間でご検討をお願いするような形になってしまってるんですが、方向として一度留保した方がいいのではないかとということで特にないということであれば、方向としては承認の答申を作成していくということで進めさせていただきたいと思います。その次の制度の建て付けあるいは運用を適正化するためにどうしたらいいのか、意見の部分として何を加えるかということになると思いますが、いくつかご提案があったと思います。まず大前提として、個人情報の登録簿がございますね、ここで個人情報取扱事務を網羅的に登録できるような制度的担保を講じてください、これがまず一番最初の段階だと思います。三木委員の方からご発言いただいたと思うんですけど、この点について、載せるということの特にご異議はございませんでしょうか。

(委員了承。)

**伊藤会長** はい、次ですね、順番が若干前後する可能性があるんですけども、登録をされた事務に関して、登録をされることがまず大前提で、後でもし漏れてたら保護してください、要配慮個人情報の収集を取り扱う事務に関して、類型化をするのは良いとしても、その部分で若干疑義があるというふうの実施機関が考えたも

のについては、可能な限り審議会の議を経るべきである、要はホワイトについてはそのままいってもらって構わないでしょ、ブラックは当然アウト、疑義があるというものに関しては、審議会の方は大変だと思いますけれども、それはやはり審議会の意見を聞いていただきたい、というふうに答申の方に盛り込む。この点について、ご異議ございますか。

(委員了承。)

**伊藤会長** よろしいですか。次、実際にこの運用をしていった後ですね、とりあえず運用をしたところで、その結果あるいは問題点等について検証の機会が審議会に与えられるべきであるというご発言が確か、ちょっとざっくりとした内容になってしまったんですが、もう少し内容を詰めることになると思いますけど、この点を記載することにご異議ございますか。

(委員了承。)

**伊藤会長** よろしいですか。大丈夫ですかね。あとすみません、私の方で漏れてしまったものがもしもございましたら、ご発言された方言っていただいてもよろしいでしょうか。あとは議事録等で確認させていただいて、もしも漏れがございましたら、その部分も含めた答申案を一度事務局の方で作成していただくということで。答申案を皆様にお送りして、ご意見をいただく、最後字句修正等に関しては、会長に一任というふうにさせていただくという方向でこの議題については進めてまいりたいと思いますけど、皆様よろしいでしょうか。

(委員了承。)

**伊藤会長** ありがとうございます。それでは議題3について、これで終わりにしたいと思ひまして、次、議題4、時間がだいぶ過ぎてしまいましたが、事務局の方からご説明をお願いします。

**三星主事** 議題4と書いてある赤のインデックスの次に議題資料と書かれた青のインデックスのページをお開きください。

「要配慮個人情報の電子計算機処理について」ご説明いたします。

(1) 要配慮個人情報は、審議会の意見を聴いた上で事務の性質上やむを得ないと認められるときを除き、電子計算機処理を行ってはならないこととなります。条例改正により、新たに要配慮個人情報が定義されたことで、電子計算機処

理が禁止される項目が明確化されましたことから、当該項目に沿って改めて諮問をさせていただき、当審議会においてご審議いただきたいと思ひます。

また、本資料の下段部分に電子計算機処理の定義を記載しております。読み上げますと、電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く、となります。その下の解釈運用基準の方では、個人情報処理のうち手作業処理とは異なる問題を持つ電子計算機処理について定めたものであるが、電子計算機処理を用いた処理であっても、手作業の処理の延長的な意味で情報の加工を行う場合は、電子計算機処理から除外するもの、とあります。

ワードなどでの文章作成は手作業処理の延長ととらえられるため電子計算機処理からは除外されますが、情報を体系的に整理記録することで入力、蓄積、編集、加工、修正等の様々な処理を行うことができる表作成やシステム管理などが電子計算機処理に該当します。

事務一覧と書いてある青のインデックスのページをご覧ください。

こちら先ほどの要配慮個人情報の収集の事務一覧と同じで、左から課名、整理番号、類型種別等と進んでいます。違う部分がですね、課名、整理番号、類型種別、事務の名称、事務の目的、対象者の範囲の次ですね、要配慮個人情報を電子計算機処理する理由と処理する要配慮個人情報の項目にチェックが付いている形式になります。これらの事務が要配慮個人情報を電子計算機処理することについて、事務の性質上やむを得ないと認められるかについて、皆様にご審議いただきたいと思ひます。なお、セルに色がついている箇所につきましては、差し替えて変更になった箇所になりますので、ご確認をお願いします。

続いて答申(案)と書かれている青のインデックスのページをご覧ください。本文を読み上げます。要配慮個人情報の処理について、下記の各類型にいずれかに該当するものについては、その性質上やむを得ないとみとめるときとして、電子計算機処理をすることができるものとします、と記載させていただいております。

本文中、「下記の各類型」につきましては、下の表部分になりますが、左から番号、類型という表形式になっております。こちらについても、今回諮問した85事務を反映した包括的な類型となっており、全部で5類型の案としております。先ほどの事務一覧の左から三番目の「類型種別」が答申案を反映した番号となっていますので、こちらの数字の方を確認していただければ、照合の方ができるようになっております。

諮問の趣旨といたしましては、先ほどの収集と同様になりますので、私の方からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

**伊藤会長** ありがとうございます。諮問の体裁は同じような形になっています。

先ほど整理をさせていただいたような、まず、電子計算機処理に関して、類型化によって、一定の当該類型に該当する事務については審議会の意見を聴くという手続を経ずに電子計算機処理をするということの適否、更に、答申案にございます類型の適否、最後に、事務一覧にございます各事務の当該類型案に該当するものとして条例9条3項によって、事務の性質上やむを得ないものと認めることができるか、議論の立て方としては先ほどと同様になるかと思えます。この点に関して、まず委員の皆様のご質問を承りたいと思えます。よろしく申し上げます。

**武田委員** 基礎的な質問ですみません。電子計算機処理については、自前の電算室で処理するものと、アウトソーシングもどこかにやってらっしゃるか。電子計算機処理ということで、どういうリスクがあるかということ、大量に出ていってしまうということですね。だから、接続という問題が非常に検証的な話だったんですけど、昔の審議会に出まして、これは接続かどうかという話になったんですけど、非常に素朴な議論だったんですけど。でも、そこは大事で下手すると情報が大量に流出しちゃうというリスクが、先ほどとは少し違うところだと皆さんご認識かと拝察するんですけども。その辺はどうですか。自前でやっている部分とアウトソーシングしている部分、アウトソーシングってやはりかなり多いんですか？

**伊藤会長** 事務局どうぞ。

**三星主事** 今回、電子計算機処理の定義といたしましては、各職員が各端末の目の前で仕事をしておりますので、システムの場合もあればただのパソコンとして利用している場合もあるのですが、こちらの方で情報を体系的に整理する形で、個人情報、要配慮個人情報を入力して使用していれば電子計算機処理に該当するという定義になっております。リスクという部分に関しましては、委員がおっしゃられた部分のところがあると思えます。

**武田委員** あと、もう一点。アウトソーシングはしているのか。

**矢矧課長** アウトソーシングにつきましては、今回の電子計算機処理とは別で、電子計算機処理については条例9条3項なんですけど、アウトソーシングは委託に伴うもので、13条の方で、委託に伴って個人情報の適正な取扱いを契約上義務付けることで、こちらはこちらでやっております。



**武田委員** はい、わかりました。というのは、最初のやり取りした条例は電子計算機処理に係る個人情報保護条例、それを総合プライバシー条例で自己情報開示・訂正です、ね、そういう風になってきた。だけど、また一回こう回ってきて、スパイラルになってきて、今社会的なリスクというのは、出ていっちゃう大量流出というところなんで、多分その段階ではアウトソーシングもある程度、もちろん委託という形はとるんですけど、電子計算機処理だと。自前処理ではなくて出すんだと。わかりました。一回そこは切り分けてということ。

**伊藤会長** ありがとうございます。それでは、次に進んでしまっていていいですかね。その他にご質問ございますか。

**三木副会長** 要配慮個人情報の電子計算機処理をすることを諮問する必要があるというわけではないわけですよ。電子計算機処理については、諮問していただく必要があるってというのが、そもそもの条例の建て付けですよ。要配慮個人情報を電子計算機処理してはいけませんというふうに実はなっていないで、一般的にやっちはいけませんという話ですよ。なので、ちょっと、この諮問のされ方がどうなんだろうというところが素朴に疑問に思うのと、その結果だと思んですけど、答申案の方を拝見すると、番号が右から1から5になっていて、1番の法令等により電子計算機処理を行うことが定められている処理となっていますよね。元々、法令等に定めがある場合には、審議会への諮問を要しないということになっていて、それ以外の場合については審議会に意見を聞いた上で公益上特に必要があるときはできますよという規定になっているということなので、法令等に定められているものに関しては、そもそも答申を出さなくてもOKという話に条例上はなるんですよ。なので、改めて要配慮個人情報を含む電子計算機処理という事務をこのままやっっているのかという諮問ですとの理解でいいんですかね。

**伊藤会長** では、事務局の方でそこを説明できますか。

**三星主事** 本市の個人情報保護条例上の電子計算機処理の制限なんですけど、要配慮個人情報の電子計算機処理の制限になりまして、原則、電子計算機処理してはならないと。例外に関しましては、先ほどの収集とは異なりまして、法令等の定めを例外事項に入れておりませんので、審議会が事務の性質上やむを得ないと認めるときのみ、この限りではないというような条例になっております。

**三木副会長** 個人情報の提供はだめですよ。

**伊藤会長** そうすると、個人情報の電子計算機処理そのものを止めている条例上の規定はないのですよね。今問題になっているのは、条例9条3項の禁止規定があって、9条3項が「前条第3項に規定する個人情報」と書いてあって、この「前条第3項に規定する個人情報」とは、要配慮個人情報のことですよね。なので、条例上は電子計算機処理の原則禁止を謳っているのは、要配慮個人情報だけにどうもなっている。更に、先ほどの収集禁止と違って、但書のところには、法令等に定めがある場合というものがないという条例の文言上の問題があって、今回のような諮問の形になっているということです。

**三木副会長** これですね。ごめんなさい。私ちょっと別のところを見ていました。

**伊藤会長** よろしいでしょうかね。

**三木副会長** そうすると、今回要配慮個人情報が追加をされているので、それを含む電子計算機処理をしていいですかということを吟味しているわけですよね。なので、このまま継続してよいですかという諮問ということになりますかね。

**伊藤会長** 他にありますか。

**矢矧課長** この「前条第3項」というところは、条例は変わってないんですけど、「前条第3項」のいわゆる8条3項につきましては、従前はセンシティブ情報だったんですけども、これを要配慮個人情報に定義したために、9条3項も要配慮個人情報となったと。要配慮個人情報が定義されましたので、改めてこれをカテゴライズに応じて、今回諮問させていただいたということでございます。

**伊藤会長** よろしいですか。その他ご質問ありますか。いいですか。では、次にご意見を承ってまいりたいと思うんですけど。まず前段、先ほどと同様なんですけど、類型化処理によることについて、やはり、これは全件審議会の意見を聞くべきであるというご意見の方いらっしゃいましたら。

類型化の処理をすること自体には、よろしいかと。

では、次にこの類型化の内容に関してなんですけども、修正すべき点があるのではないかといったご意見がございましたら。これは事務の性質上やむを得ないと、事務の性質上やむを得ないもの以外が入っているといった、そういったご意見になると思いますが。

よろしいですかね。ここで一旦、後日の運用の話、あるいは、ここに当てはま

るかどうかの先ほど議題3のところでもいただいたご意見が多々あったと思うんですけども、こういったご意見に関して、この電子計算機処理についても同様に反映させるかどうかというところがあるかと思いますが、その当たりに関する委員の皆さんのご意見をお伺いできればと思います。あるいは、電子計算機処理の場合は、特殊な問題があるということであれば、それを加える。

**村岡委員** 前提でちょっと確認ですけども、電子計算機処理の場合は、先ほど三星さんが、職員が端末を使ってやられると。そういった場合、リムーバルディスクとかいったもので処理して持ち帰ったりすることも可能性としてあるんですか。それは、弊社においても現実はやっちゃだめよとなっているけど、残業がめっちゃくちゃ多くなると持って帰ってやるとなったり、大変恐縮ですけど、教職員の先生はみんなそうですよね。自宅で処理するために持って行って紛失してしまったりがあるんですよね。

**三星主事** 基本的に個人情報を含む情報の持ち出しは制限されているかと思います。

**村岡委員** わかりました。原則論として。でも、処理している実態としては？

**三星委員** 情報の移動につきましては、当然に許可されたUSBですとか、セキュリティのしっかりしている記録媒体で一定程度の業務を行うことはあります。

**村岡委員** あるということですね、分かりました。

**伊藤会長** それと、先ほど武田委員からお話があった流出リスクというのを特に要配慮個人情報という情報の性質もございまして、その点について先ほどの議題3のところでは特に記載する予定はしていませんでしたが、この議題4の方の答申に関して、そういった情報の性質あるいは電子計算機処理である点に鑑みて、流出リスクの問題を記載するかどうかなんですけども、どうしますか。

**三木副会長** いいですか。一応、適正管理が前提で電子計算機処理を認めるという話なので、適正管理をちゃんとして下さい、安全管理措置義務があつて、それをちゃんとやりますよねということ、答申上、ちゃんと要望として確認的に書いていただいても良いのではないかと思います。あと、もう一点、この要配慮個人情報を電子計算機処理する事務そのものは、要配慮個人情報を扱う事務からは少し減っていますよね。それは、そもそも電子計算機処理をされていないものを除いたという理解でいいですか。

**矢矧課長**　今回、電子計算機処理として諮問している事務は85事務なんですけども、基本的に議題3の要配慮個人情報の収集の事務がベースにはなっていますが、まずは法令の定めのない要配慮個人情報を収集する事務であっても、電子計算機処理を要しない事務は除かれております。その一方で、法令の定めに基づき収集している要配慮個人情報については、議題3の方に入っていないのですけども、それで電子計算機処理をするものについては、必要があればこの中に入っているという形になっております。

**伊藤会長**　よろしいでしょうか。今、二つご発言いただいた前のほうですね、適正処理は当然の前提であるというところは記載していただきましょうかね。

その他、答申案の方でこれは記載した方がいいだろうというご意見がございましたら…。

よろしいでしょうか。そういたしますと、議題4の議論の結果としては、一応答申案にありますけども、この答申案ちょっと事案の当てはめの部分が抜けてしまっているということがありますので、事務類型に記載されている各事務について、こちらの案にある類型に該当するものとして事務の性質上やむを得ないと認めるといことが答申案に入っていないんですよね。それは加えてください。ということと、今ございました適正処理に関する事項について追記をしていただくという内容での答申案の作成を事務局の方をお願いしたいと思います。その他、議題4に関しまして、何かご意見がございましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。では、議題4の審議の方をこれで終了したいと思います。次に進みますが、議題5のその他とありますが、事務局の方から何かございましたらお願いします。

**森主事**　法務課の森です。それでは、私の方からは、議題5「その他」の「平成30年度個人情報保護制度の運用状況について」のご報告をさせていただきたいと思っております。議題5と書いてある赤のインデックスの次に議題資料とかかれた青のインデックスのページをお開きください。

それでは、資料の1ページ、①「個人情報取扱事務登録状況」をご覧ください。八千代市個人情報保護条例の規定では、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、個人情報の収集、保管及び利用の状況を明らかにするために、「個人情報取扱事務登録簿」を作成することとしております。登録簿は法務課の情報公開班及び中央図書館に配架しておりまして、市が保有する個人情報を、どの課がどのような目的で収集し、利用しているかを市民に公表しております。今ご覧いただいている資料1ページには、各所属部の登録簿の件数を記載しております。平成2

9年度の登録簿の件数が581件あり、平成30年度は、新規登録が「14」件、廃止が「3」件となっております。平成30年度の登録簿の件数は「592」件となり、結果として全体の登録件数は、増加となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。一番上の②の表でございますが、「自己情報の請求状況」について記載しております。自己情報の開示請求とは、市が保有している公文書に、自己に関する個人情報が記載されている場合は、その本人が請求できるというものでございます。平成30年度におきましては、13人の方から20件の自己情報の開示請求がございました。なお、訂正、削除、中止の請求はございませんでした。

続きまして、中段③の「処理状況」の表になりますが、平成30年度の20件の開示請求に対する処理状況については、処理件数も20件となっております。20件の処理件数のうち、11件が全部開示され、7件が部分開示されております。また、1件が不存在による非開示決定、1件が取下げとなっております。

続きまして、下段④の「非開示事由別内訳」の表になりますが、③で部分開示、非開示とされた理由の内訳でございます。部分開示された7件のうち、非開示事由として一番多かったのが、条例第15条第2号の第三者の個人情報となっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。⑤「開示請求の内容」になりますが、各開示請求の請求年月日、請求内容、所管課、決定内容、非開示事由が記載された表になります。

例えば、代表的な事例をご説明させていただきますと、自分の住民票や戸籍を自分以外の第三者が請求している可能性があるということで、これらの請求書に対し「自己情報の開示請求」を行う事例があります。

続きまして、資料5ページをご覧ください。⑥「審査請求の状況」及び⑦「個人情報保護審査会への諮問状況」につきましては、それぞれ該当件数は「0件」となっております。⑧「請求から答申までの経過」につきましては、表のとおりとなります。私からのご報告は以上となります。

**伊藤会長** はい。ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明に関して何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

**三木副会長** すみません、分かったら結構なのですが、2ページ④非開示事由別の内訳で、11年度から27年度で不存在がすごく多いのは何ででしょうか。お分かりになればいいんですが、ちょっと非常に多い気がしまして。

**森主事** 17年間の総数ですけど、確かに非常に多いですね。何で多いのかは、すぐ

にお答えできません，すみません。

三木副会長 はい，わかりました。

伊藤会長 その他ございますか。よろしいでしょうか。では，他にご意見，ご質問がないようでしたら，これを持ちまして個人情報保護制度運営審議会を閉会します。長時間にわたりご審議ありがとうございました。お疲れ様でした。